**○経済産業省
国土交通省告示第十四号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年九月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－84	IHI建機　IC　120－2	QSL9－4B	IHI建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地

**○経済産業省
国土交通省告示第十五号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年九月十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－85	キャタピラー　D4K2－E	YDP－C4.4	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NV3－86	キャタピラー　D5K2－E	YDR－C4.4ND	〃	〃
NV3－87	キャタピラー　926M	YDR－C7.1	〃	〃
NV3－88	キャタピラー　930M	〃	〃	〃
NV3－89	キャタピラー　938M	YDS－C7.1	〃	〃
NV2－234	イワフジ　U－5DW	4HK1XDMA	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1
NV2－235	イワフジ　U－5DW	〃	〃	〃
NV2－236	イワフジ　U－5DG	〃	〃	〃
NV2－237	イワフジ　U－5DGW	〃	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第十六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、株式会社ジェイシーイーから、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

経済産業省
国土交通省
環境省

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

1．変更する承認事業者の住所

新

神奈川県相模原市南区当麻2650番地8当麻宿1　神奈川県相模原市緑区橋本1丁目16番11号街区6番

2．変更年月日

平成27年8月11日

旧

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第十七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、エフティーエス株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

経済産業省
国土交通省
環境省

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

1．変更する承認事業者の住所

新

東京都中央区日本橋小舟町8番1号ヒューリック小舟町ビル7階

旧

東京都中央区新川一丁目25番9号明産新川シティビル7F

2．変更年月日

平成27年8月31日

○中国四国厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

中国四国厚生局長　松岡　正樹

名称	所在地	廃止年月日
岡山大学病院三朝医療センター	鳥取県東伯郡三朝町山田八二七	平成二十七年十二月三十一日

○九州地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　宮崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　宮崎広域都市計画道路事業三・五・十四号松小路通線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月九日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮崎県宮崎市佐土原町下田島字休左ヱ門松、字井手牟田、字地蔵免及び字袋堀地内
使用の部分　なし